

薬生食輸発 0322 第 1 号
令和 4 年 3 月 22 日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

南アフリカ産ぶどう酒の取扱いについて

標記については、平成 27 年 6 月 26 日付け食安輸発 0626 第 1 号にて通知しているところですが、

今般、南アフリカ共和国政府より、本事案に係る製品の回収が終了し、再発防止策が示されたことから、上記通知を廃止し、通常の見守り体制とするので、御了知の上、関係者への周知方よろしく申し上げます。